

# 第7回八街市農業委員会総会

平成24年7月20日

八街市農業委員会

## 平成24年第7回農業委員会総会

平成24年7月20日午後3時 八街市農業委員会総会を  
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

### 1. 出席者

- |         |           |           |
|---------|-----------|-----------|
| 1. 森 邦央 | 8. 鈴木勝雄   | 15. 井口政直  |
| 2. 立崎義久 | 9. 岩品要助   | 16. 中川利夫  |
| 3. 武藤 功 | 10. 栗原十三男 | 17. 井野 基  |
| 4. 宮部 操 | 11. 関口芳秀  | 18. 石井とよ子 |
| 5. 赤地達雄 | 12. 小山優一  | 19. 関端 旭  |
| 6. 内藤富夫 | 13. 飛田育男  | 20. 菅野喜男  |
| 7. 林 和弘 | 14. 瀬山哲信  | 21. 三須裕司  |
|         |           | 22. 川野 繁  |

### 2. 欠席者

なし

### 3. 事務局

事務局長	藤崎康雄	主査補	山内裕義
主査	菅沼邦夫	主査補	山浦美江子

### 4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地公売買受適格者証明の交付について（農地法第3条）
- 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

### 5. その他

## ○藤崎事務局長

開会を宣す。(午後3時00分)

## ○川野会長

平成24年度第7回の総会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日までは、大変熱暑で、夜も眠るのに寝苦しいという陽気でございましたが、今日は打って変わって、本当にしのぎよい陽気になりました。こんな陽気では、作物のためにはよくないとは思いますが、皆さん、今日はお忙しいところ本当に陽気がいいので、仕事ができる日でございましたけれども、本当にご苦労さまでございます。

さて、今月の案件につきましては、農地法第4条、第5条、本体で12件、計画変更承認申請1件、農地公売買受適格者証明の交付1件、農用地利用集積計画の承認11件、合わせまして25件が提出されております。慎重審議をお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。

ただいまの出席委員は22名です。したがって、この総会は成立いたしました。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤崎事務局長、お願いいたします。

## ○藤崎事務局長

それでは、会務報告をいたします。

6月27日、水曜日。午前10時から北総中央用土地改良事業推進協議会通常総会が、JA富里市で開催されまして、川野会長が出席しております。

6月28日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査及び農地パトロールを実施いたしまして、担当委員、鈴木部長、内藤委員、井口委員出席のもと実施いたしました。

7月2日、月曜日。午後2時から農地相談後の境界確定時の立ち会いを夕日丘区の方で実施いたしまして、出席委員、これは以前の農地相談委員でしたが、関端部長、宮部委員、飛田委員、それから地元の栗原委員、事務局として、私と菅沼主査が出席いたしました。

7月4日、水曜日。午前11時から千葉県農業会議通常総会及び農業委員会会長事務局長会議が千葉市で開催されまして、川野会長と私が出席いたしました。

7月5日、木曜日。午後1時30分から転用事実確認現地調査を実施いたしまして、担当委員、関端部長、林委員、中川委員出席のもと実施いたしました。

7月11日、水曜日。午後1時30分から産業まつり実行委員会が市役所の第1会議室で開催されまして、川野会長、三須副会長、私が出席いたしました。

7月13日、金曜日。午前10時から農業振興地域整備促進協議会が市役所の第1会議室で開催されまして、川野会長、三須副会長、関端部長が出席いたしました。

同じく、7月13日、金曜日。午後1時30分から部会の現地調査が開催されまして、担当委員、三須副会長、関端部長、立崎副部長、岩品委員、内藤委員、飛田委員、井野委員、瀬山委員出席のもと実施いたしました。

7月18日、水曜日。午後1時30分から部会の面接調査を市役所の第1会議室で開催いた

しまして、出席委員、三須副会長、関端部長、立崎副部長、岩品委員、内藤委員、飛田委員、瀬山委員出席のもと実施いたしました。

7月20日、金曜日、本日は、午後2時30分から農業委員会委員互助会の決算監査を会長室で実施いたしまして、川野会長、三須副会長、鈴木部長、関端部長出席のもと実施いたしました。

以上でございます。

#### ○川野会長

次に、議事録署名委員の選任でございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○川野会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号4番の宮部委員、5番の赤地委員をお願いいたします。

議事に移ります。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

#### ○菅沼主査

それでは、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在八街字北富士見、地目畑、面積4千370平方メートルのうち134.44平方メートル。目的、進入路用地。転用事由、道路から宅地への進入路がないため、当該申請地を宅地への進入路として利用したい。

番号2、所在八街字鍵袋、地目畑、面積216平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積449平方メートル。目的、専用住宅用地。転用事由、現在の住居は兄弟に譲り渡し、自分の経営農地に近い、当該申請地に専用住宅を建築し、移住するとともに、農業経営の効率化を図りたい。

以上です。

#### ○川野会長

事務局の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、武藤委員、お願いいたします。

#### ○武藤委員

議案第1号1番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅から南西へ約1キロメートルに位置し、市道に面しております。農地区分は、27ページ、(ア)に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は進入路用地ということですが、134.44平方メートルであり、面積妥当と思われまます。資金については、自己資金にて賄う計画となっております。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

また、隣接する農地は自己所有地であり、土地改良受益地でもありません。

権利者は、昭和48年頃より、進入路として利用していましたが、農地法に定める所定の手続をせずに利用しておりました。深く反省しており、その旨の始末書も添付されております。住宅を建築する進入路として、必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題がないものと思われれます。以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

続いて、2番、栗原委員、お願いいたします。

#### ○栗原委員

議案第1号2番の調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅より西方向へ約3.1キロメートルの地点に位置し、八街市道と接しており、進入路は確保されております。

農地性ですが、申請地の北と南側は一般住宅に囲まれ、さらに西側も市道を隔て、一般住宅に接していますが、東側は農地に接しており、農地の広がりが見られ、第1種農地との見方もできました。しかし、申請内容は権利者の自己住宅を建築するための転用であるため、農地転用事務指針31ページ、Cの(A)に記載されている第1種農地内でも許可することができる例外的事由の申請に関わる土地の周辺に居住する地域において、居住する者の日常生活、または業務上、必要な施設で集落に接続して設置されているものに該当するものと判断し、転用については、問題ないと判断いたしました。

事業資金については、自己資金で行う計画です。

また、申請地には、小作人等の転用に支障となる権利設定などは、添付資料の土地登記簿謄本を確認する限り、設定されておられません。

排水計画ですが、雨水等は申請地に浸透枡を設置し、宅地内処理を行う計画です。なお、唯一、農地と接している申請地東側の境界には、土堰堤を設け、雨水等の流出を防ぎ、被害防除を行う計画です。

また、隣接農地は自己所有の畑であるため、説明状況についても問題ないと判断いたしました。

現在、権利者は申請地から西方に約150メートル離れた県道神門八街線沿いに居住しており、現在の居宅については実弟に譲り、権利者夫婦は自分が所有する申請地に住宅を新築し、生活する計画であり、問題ないと判断いたしました。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに問題はないと思われれます。

以上、調査報告を終わります。

#### ○川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○川野会長**

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

**○菅沼主査**

それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、所在八街字呉舞台、地目畑、面積382平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積495平方メートル。当初計画者の目的、事務所兼倉庫用地。継承者の目的、貸駐車場用地。継承事由、現在、タイルやブロックの工事業を営む会社の代表をしているが、自宅兼会社では駐車場が不足しているため、当該申請地を取得し、駐車場として会社に貸し付けたい。

なお、本件は議案第3号7番に関連しております。

以上です。

**○川野会長**

事務局の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

なお、この案件は、議案第3号7番と関連しておりますので、あわせて説明願います。

1番、瀬山委員、お願いいたします。

**○瀬山委員**

議案第2号番号1、第5条計画変更と議案第3号番号7の案件は関連しているので、一括して調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から西へ約4.5キロメートルに位置し、進入路は確保されています。

農地性ですが、農地の広がりが見られるため、事務局に広がりの方面積について確認を依頼したところ、10ヘクタール以上の農地に存在する第1種農地に該当することを確認しました。

しかし、権利者は申請地から約100メートルの位置に自宅兼会社事務所があり、事務指針の

31ページのCの(エ)、周辺地域において居住するものの業務上必要な施設に該当するため、許可することが可能であると判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は権利者が代表を務める会社への貸駐車場用地ということで、申請面積は495平方メートルで、社用車の駐車場と面積妥当と思われます。

資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

隣接する農地に対する被害防除対策ですが、申請地北側及び西側が農地と接しておりますので、ブロック積み3段を施工し、雨水の流出を防ぐ計画となっております。

事業計画ですが、申請地は許可済地であり、既に砂利敷きのため造成は必要なく、雨水は自然浸透の計画です。

権利者の業種はブロック工事等の建設業ですが、既存の駐車スペースでは手狭なため、自宅兼会社事務所近くに駐車場を設けるということから、必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○川野会長

では、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号1番については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての1番から8番までを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

#### ○菅沼主査

では、説明をする前に部会案件でありました番号9については、7月17日に農地法第5条の規定による許可申請の取下願が提出されましたので、ご報告いたします。

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分売買、所在文違字文違野、地目畑、面積198平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、アパートに居住しているが、手狭なため、今後のことも考え、当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号2、区分売買、所在文違字文違野、地目畑、面積264平方メートル。転用目的、専用

住宅用地。転用事由、現在、祖母の家を借りて居住しているが、明け渡すことになったため、当該申請地に専用住宅を建築したい。なお、本件は議案第3号3番に関連しております。

番号3、区分使用貸借。所在文違字文違野、地目畑、面積130平方メートル。転用目的、進入路用地。転用事由、上記で申請している専用住宅への進入路として利用したい。なお、本件は、議案第3号2番に関連しております。

番号4、区分売買、所在文違字文違野、地目畑、面積257平方メートル。転用目的、保管庫用地。転用事由、現在、申請地の隣接地に専用住宅を建築し、移住する予定であるが、夫の遺留品である美術品等の保管場所がないため、当該申請地を保管場所として利用したい。

番号5、区分賃貸借、所在文違字台、地目畑、面積1千787平方メートルのうち798.11平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積899.48平方メートル。転用目的、資材置場及び駐車場用地。転用事由、現在、申請地の隣接地でガス管工事業を営んでいるが、業務拡張に伴い、既存の置場と駐車場が手狭なため、当該申請地を資材置場及び従業員の駐車場として利用したい。

番号6、区分売買、所在八街字北中道、地目畑、面積792平方メートルで、仮換地面積367平方メートル。転用目的、駐車場用地。転用事由、現在、金融業を営んでいるが、立地条件のよい駅北側地区に支店を移転するため、当該申請地をその駐車場として利用したい。

番号7、区分売買、所在八街字呉舞台、地目畑、面積382平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積495平方メートル。転用目的、貸駐車場用地。転用事由、現在、タイルやブロックの工事業を営む会社の代表をしているが、自宅兼会社では駐車場が不足しているため、当該申請地を取得し、駐車場として会社に貸し付けたい。なお、本件は議案第2号1番に関連しております。

番号8、区分贈与、所在滝台字板橋、地目畑、面積1千983平方メートルのうち499.05平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、家族5人で妻の実家に居住しているが、子どもの成長に伴い手狭なため、当該申請地に専用住宅を建築したい。

以上です。

#### ○川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、2番、3番、4番、5番を中川委員をお願いいたします。

#### ○中川委員

それでは、議案第3号1番の調査報告をいたします。

申請地は市役所より北へ約1.2キロメートルに位置し、公衆用道路に面しており、進入路は確保されております。

用地区分は第2種農地と判断、代替性はないと思います。

一般基準は、計画面積が198平方メートル。資金は借入金。用水は公営水道。雨水は雨水浸透枡。汚水・雑排水は合併浄化槽を通し、新設側に接続します。

被害防除対策は、現地盤で利用し、周囲にブロック積みをするため、土砂の流出はありません。

ん。

また、隣接農地の方も了解とのことで、特に問題ないと思います。以上で報告を終わります。続きまして、2番、3番は関連ですので、一括で報告いたします。

議案第3号2番調査報告を行います。

申請地は市役所より北へ約1.2キロメートルに位置し、公衆用道路に面しており、進入路は確保されております。

農地区分は第2種農地と判断、代替性はないと思います。

一般基準は、計画面積394平方メートル。資金は借入金。用水は市営水道。雨水は浸透枡で宅地内処理。汚水・雑排水は合併浄化槽を通し、新設側溝に接続。被害防除対策は、現地盤で利用し、周囲にブロック積みをするため、土砂の流出等はありません。

1番のとおり隣接者の了解も取ってあるそうです。

3番ですが、2番の進入路用地であります。以上で報告を終わります。

続きまして、議案第3号4番の調査報告を行います。

申請地は市役所より北へ約2キロメートルに位置し、進入路は公衆用道路により確保されております。

農地区分は第2種農地と判断、代替性はないと思います。

一般基準ですが、計画面積は257平方メートル。資金は借入金。申請地には、小作人、権利移転に対して支障となるものはありません。用水は井戸、雨水は浸透枡、汚水・雑排水は小型合併浄化槽を通し、既存側溝に接続。

被害防除は、周囲に生け垣を施工するため、土砂の流出はないということです。

また、周辺は本人の畑であり、特に問題はないと思います。以上で、4番の報告を終わります。

続きまして、議案第3号5番の調査報告を行います。

申請地は市役所より北へ約2.5キロメートルに位置し、市道に接し、進入路は確保されております。計画面積は899平方メートル。駐車場及び資材置場です。

用水はなし。雨水は自然浸透、汚水・雑排水はなし。被害防除は、周辺には農地はありませんので、特に問題ないと思います。

以上で報告を終わります。

## ○川野会長

次は、6番、宮部委員、お願いいたします。

## ○宮部委員

それでは、議案第3号6番について調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、申請地はJR八街駅より北に100メートルくらいに位置し、進入路は確保されております。農地性としては、八街駅北側地区土地区画整理事業の区域内であり、事務指針28ページ、4のCに該当するため、第3種農地と判断いたしました。

一般基準ですが、本申請は駐車場用地ということで、申請面積は792平方メートル。区画

整理区域のため、実面積は367平方メートルであります。そこに駐車台数の関係においても面積妥当と思われます。資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものではありません。

また、隣接する農地もありません。権利者は、八街駅北側地区の商業地域内で支店を移転することを計画しており、その際の店舗の駐車場として計画しており、利便性、必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

### ○川野会長

7番は、先ほど説明済みですので、次に8番、関口委員、お願いいたします。

### ○関口委員

議案第3号8番について調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より409号を南へ約8キロメートル行ったところの市道を右折して約100メートルに位置しております。市道と接しており、進入路は確保されております。

農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集落の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページのBに該当するため、第2種農地として判断しました。

なお、今回の目的は専用住宅建設ということですので、代替性はないと思います。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということですが、申請面積499.05平方メートル、面積妥当と思われます。

資金の確保につきましては、借入金で賄う計画になっています。

申請地には小作人等、権利移転に対して支障を来すものではありません。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、計画地は平坦であり、土砂の搬出・搬入はありません。整地のみで行います。また、建物は平屋建てということで、隣接地には影響ありません。

用水計画ですが、用水は井戸。雑排水は合併浄化槽で、蒸発散装置を計画しております。雨水は宅内処理です。

この計画を隣接農地所有者に確認したところ、説明を受け納得しているということで、隣接農地の営農状況に支障を来すことはないと思います。

申請地は、土地改良受益地ではありません。

権利者は、現在、妻の母親宅に同居しておりますが、子どもの成長に伴い手狭なため、自分の母の土地に住宅を建設したいということです。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題はないと思われます。

以上で終わります。

### ○川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○川野会長**

ないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番、3番については、関連ですので、一括で原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、2番、3番については、許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、4番については、許可相当で決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、5番については、許可相当で決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、6番については、許可相当で決定いたします。

次に、7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、7番については、許可相当で決定いたします。

次に、8番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、8番については、許可相当で決定いたします。

次に、9番については、先ほどの事務局からの説明のとおり、取り下げで処理をいたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての10番を議題といたします。

この案件は、部会案件で、農政部会第2班に担当していただきました。

班長の立崎副部長から説明願います。立崎副部長、お願いいたします。

#### ○立崎副部長

それでは、議案第3号10番。区分売買、所在八街字外満木山、2筆合計で3千954平方メートル。目的、太陽光発電所用地。当該申請地に太陽光発電所を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業を始め、安定した利益を得て経営規模を拡大したい。

農地法の規定に関わる許可申請に関わる面接調査を7月18日に行いました。

面接調査の結果を発表いたします。

当日、農政部会第2班、立崎、飛田委員、岩品委員、内藤委員、三須副会長、関端部長、地元委員の瀬山委員と事務局より菅沼主査、森主査補が出席されました。

権利者と義務者の代理人の方が出席されました。

それでは、権利者の主な事業内容。創業以来、太陽光発電システムの事業を行っている。石川県で1.5メガワット、群馬県などで受注したことがある。

義務者が申請地を手放す理由、20年以上耕作していない。耕作する努力はしたが、今回の話で売ることにした。

会社の概要。資本金2千万円、年商16億円。従業員数、48人。パートなし。保有車両12台。社用車7台。トラック5台、うちユニック付があるそうです。

事業計画について。土地利用計画について、太陽光発電用地。自社施工は初めて。申請地選定理由、隣接の山林2筆がメインになりますが、この農地2筆がないと土地が接道しづらく、有効に使えず、東京電力と電力の売買をするので、電柱が離れてしまうため。

次に、安価である。平坦地、南側は開けている。6千600ボルトの電線が近くにある。必要性、原発問題と地球温暖化対策。

次に、造成計画、造成及び排水処理計画について。造成工事内容、そのまま利用する。井戸を掘る。畑に隣接するところはフェンスを設置。排水処理計画、雨水は場内で自然浸透、調整池あり。資金計画、借入金。隣接農地に対する同意状況及び被害防除計画について。同意状況、近隣対策も行われて同意された。その他確認事項について、林地開発、事前協議が終了。今後本申請。8月の審議会に申請する予定です。

本申請は、林地開発の抱き合わせで成立するもので、申請地は10ヘクタール以上の広がりを持った農地です。

また、発電装置、パネルがガラスによって壊される場合があるそうです。また、雷に弱いそうです。

7千200ワット程度のものを80組から90組、設置する予定です。

平成24年度中に申請すれば、1キロワット当たり42円が20年間確定するそうです。

以上のことから、農政部会第2班としては、林地開発を条件に許可相当と判断いたしました。

以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

班長の報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。  
ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○川野会長

質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号10番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、10番については、許可相当で決定いたします。

会議中ではございますが、ここで、10分間の休憩をしたいと思います。

休憩 午後3時40分

再開 午後3時50分

#### ○川野会長

会議を再開いたします。

次に、議案第4号、農地公売買受適格者証明の交付についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

#### ○山内主査補

それでは、議案第4号、農地公売買受適格者証明の交付、農地法第3条についてご説明いたします。

番号1、所在文違字陳場、地目畑、面積4千310平方メートル。自由、経営規模拡大のため、当該農地を取得したい。

以上です。

#### ○川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、中川委員、お願いいたします。

#### ○中川委員

それでは、議案第4号1番、公売買受適格者証明申請、農地法第3条に係る調査報告について報告します。

申請地は、市役所より北東方向、約3キロメートル。境界は、石杭、またお茶の木によって成り立っております。

現況は、休耕農地。進入路は、隣接農地の一部を通行、承諾済みとのことです。進入路がないためです。

次に、農地法第3条2項の許可基準に適合するか否かについて報告します。

権利者の所有する主な農機具は、耕運機2台、トラクター2台、軽トラ1台。労働力は、権利者及び世帯員が2名で、常時雇用者が1名です。年間農作業従事日数は、権利者が250日、

世帯員が平均250日、常時雇用者が250日です。

また、技術力もあり、面積要件についても、下限面積50アールをクリアしております。

現在、所有している農地はすべて効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

その他、参考となる事項としては、営農計画はニンジンを作付けする予定であり、通行距離は自宅から申請地まで約1キロメートル。車で5分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めたすべての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は、農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしているということで、許可相当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

#### ○川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○川野会長

質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号1番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

山内主査補、お願いいたします。

#### ○山内主査補

ただいまご審議いただきました議案についてですが、農地法第3条の規定に基づく本申請が提出された場合、申請内容が今回と相違ない場合は、総会に諮らずに会長専決による許可相当の意見としてよろしいか、ご審議していただきたいと思っております。

以上です。

#### ○川野会長

今後の事務処理について、会長専決でよろしいかをお諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

#### ○川野会長

異議なしということでございますので、変更がない場合は、会長専決として処理をいたします。

続きまして、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

#### ○山内主査補

それでは、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてですが、本件は、平成24年7月13日付で、八街市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

それでは、ご説明いたします。

番号1、所在小谷流字砂田台、地目畑、面積5千553平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、新規でございます。

番号2、所在雁丸字雁丸尾余、地目畑、面積2千928平方メートルのうち1千500平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は1年、新規でございます。

番号3、所在雁丸字雁丸尾余、地目畑、面積330平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は1年、新規でございます。

番号4、所在雁丸字雁丸尾余、地目畑、面積991平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積3千619平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は1年、新規でございます。

番号5、所在八街字追分台、地目畑、面積5千平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、新規でございます。

番号6、所在沖字東沖、地目畑、面積1千952平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積5千861平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、新規でございます。

番号7、所在東吉田字荒老、地目畑、面積7千631平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積1万605平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、新規でございます。

番号8、所在上砂字内山越、地目畑、面積641平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は10年、再設定でございます。

番号9、所在上砂字元屋沢、地目畑、面積3千216平方メートルのうち1千289平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積3千462平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は10年、再設定でございます。

番号10、所在八街字松島、地目畑、面積909平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積5千649平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、再設定です。

番号11、所在文違字文違野、地目畑、面積5千68平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は1年、再設定でございます。

以上です。

#### ○川野会長

事務局の説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号1番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。

次に、2番、3番、4番については関連ですので、一括で原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、2番、3番、4番については、承認することに決定いたします。

次に、5番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、5番については、承認することに決定いたします。

次に、6番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、6番については、承認することに決定いたします。

次に、7番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、7番については、承認することに決定いたします。

次に、8番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、8番については、承認することに決定いたします。

次に、9番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、9番については、承認することに決定いたします。

次に、10番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、10番については、承認することに決定いたします。

次に、11番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、11番については、承認することに決定いたします。

以上で、本日の審議すべき案件はすべて終了いたしました。

ご苦労さまでした。

**○藤崎事務局長**

閉会を宣す。(午後4時00分)

議事録署名人

議 長

4 番

5 番